

第 3 号議案

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件  
 神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市区の設置等に関する条例（平成31年 3 月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)				(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)			
第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。				第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。			
区名	名称	位置	所管区域	区名	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中央区	[略]	神戸市中央区	[略]	中央区	[略]	神戸市中央区	[略]
		東町115番地				雲井通 5 丁目 1 番 1 号	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

2、3 [略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第2条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央 福祉事務所	神戸市中央区	[略]	神戸市中央 福祉事務所	神戸市中央区	[略]
	東町115番地			雲井通5丁目 1番1号	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(保健所及び保健センター条例の一部改正)

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例(平成10年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央保 健センター	神戸市中央区東町115 番地	神戸市中央保 健センター	神戸市中央区雲井通5 丁目1番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 理 由

中央区役所を移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。